

## 【介護職員特定処遇改善加算】

介護職員の処遇改善につきましては、「新しい経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、2019 年 10 月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところで

す。当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

### 【加算の算定要件】

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

### 【見える化要件とは】

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の算定要件の「見える化」に向けた取り組みについて、介護職員等特定処遇改善の賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を「情報公表制度」や事業者のホームページを活用するなどして、外部から見える形で公表することになっています。

### 【賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容】

	職場環境等要件項目	当法人の取り組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者への実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引等の受講支援やインターネット配信による内部研修の開催
	小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築	法人内の事業所と連携し、採用活動や人事異動、研修を実施
労働環境・処遇の改善	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	朝礼やミーティングにより情報共有を図る
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所外の明確化	事故対策委員会の実施や各種マニュアルの作成、整備
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	ストレスチェック及び年 2 回の健康診断の実施
その他	非正規職員から正規職員への転換	非正規職員から正規職員への転換を奨励